

和歌山県子供の貧困対策推進計画（案）に対する御意見と県の考え方

1 募集期間

平成29年3月8日（水）から平成29年3月17日（金）まで

2 御意見の提出状況

提出者数 7者（個人5名 団体2団体）

3 御意見の概要と県の考え方

※皆様からいただいた御意見の概要及び御意見に対する県の考え方は以下のとおりです。なお、先に公表しております有識者会議での意見と同内容のものは掲載を省略させていただきます。

4 御意見の概要と御意見に対する県の考え方

● 教育の支援に関する御意見

御意見の概要	御意見に対する県の考え方
学習到達度調査や教材作成による学力対策ではなく、子どもに寄り添い子どもの実態から考えることが重要。子どもに寄り添うためには、教職員の増員が不可欠と考える。	家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学力を保障するためには、子供の学力の定着状況をきめ細かく把握することが重要です。本計画では、その観点から、学習到達度調査や教材作成及び活用による学力対策について記載しております。
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員も必要だが、重ねて配置時間を増やすことも必要と考える。	計画案本文P21及びP24において、S S W等の配置拡充に努める旨を記載しております。
お金の心配なく安心して学べる環境を作る上で、就学援助制度の充実が不可欠。就学援助制度を直接施行するのは、市町村だが、県としても就学援助制度の周知など広報活動を積極的に行うことが必要だと考える。	計画案本文P18の和歌山県子供の貧困に関する20指標のうち、就学支援に関する指標において「毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合」「入学時に就学援助制度の書類を配布している市町村の割合」を設定し、市町村に対し、指標の改善を促すことにより子供の貧困対策を進めていくこととしています。
準要保護家庭の制度について、市町村ごとに基準や給付内容等に違いがある。基準の緩和や給付内容の最低国基準並みへの改善が必要と考える。県として就学援助制度を各市町村の実態をつかみ充実に向けた市町村への働きかけをお願いしたい。	就学援助は国から市町村に地方財政措置があり、国の基準を踏まえ、市町村が実施しているところであり、就学援助の制度実施に係る予算の確保等については、県から市町村に助言を行っているところです。

<p>大学進学のための奨学金制度は、ほとんどが貸与型である。これだと卒業後、多額の借金を背負うこととなり、貧困の連鎖を断ち切ることとならないのでは。</p>	<p>本給付金制度は、経済的事情から、進学に際し、第二種(有利子)奨学金等ほかの貸与型奨学金を併用し、多額の貸与を受けないようにするためのものです。</p>
<p>平成28年度から導入された「和歌山県大学生等進学給付金」は給付型奨学金ということで画期的制度だと思うが、支給要件に成績条項や貸与奨学金受給者に限定されている点について、支給要件を緩和すべきと考える。</p>	<p>また、受給者については、学校の成績と選考検査（小論文・面接）と合わせ、総合的に受給者を判断することとしております。</p>
<p>P26生活困窮世帯等への学習支援の項で「和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト」をスポーツの学習支援として記載してはどうか。</p>	<p>「和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト」は、体力・運動能力が特に優れた子供を発掘し、将来オリンピックをはじめとする国際舞台で活躍できる競技者を和歌山県から排出することを趣旨とする事業であるため、本計画への記載は適切ではないと考えております。</p>

● 生活の支援に関する意見

御意見の概要	御意見に対する県の考え方
<p>この貧困対策推進計画には、隣保館の活用がまったく記されていない。生活困窮者自立支援制度では、隣保館を訪問し支援をおこなっているのに、なぜ記載しないのか。</p>	<p>計画案第4章2 生活の支援（3）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備「生活困窮者に対する自立相談支援事業」において、「地域の関係機関と連携を図り」という記載にご質問の趣旨を含んでおります。</p>
<p>和歌山県子ども会連絡協議会は、県の組織であると認識している。しかし、和歌山市内の児童館などでの取り組みなどについて、記載されていない。子どもたちにとって児童館の役割は非常に大きく、子どもの状況とともに親の状況も把握できる場所であると考えている。しっかり明記すべき。</p>	<p>第4章のP22に記載している「地域子ども団体育成」において、「児童館等を活用し学習活動や創作活動、スポーツやリーダー育成などに取り組む子ども会の組織的・継続的な活動を支援します。」との記載があります。</p>
<p>P34の生活困窮者に対する自立相談支援事業の（1）振興局（那賀除く、串本支所含む）の（ ）内を説明してほしい。または、隣の支所と合同など、わかりやすく明記すべき。 （以下、計画案本文抜粋） 『生活困窮者に対する自立相談支援事業（福祉保健総務課） 生活困窮者の相談に応じることで、個々の状況に応じた、就労支援や住宅支援等の実施より、困窮状態からの脱却を図ります。 （1）振興局（那賀除く、串本支所含む。）及び市福祉事務所に相談員を配置し、相談対応を行います。 （2）家庭訪問等による出張相談も必要に応じて実施します。 （3）地域の関係機関と連携を図り、個々の相談者の課題に応じた支援プランを作成し、一人一人に応じた支援を実施します。』</p>	<p>那賀振興局の所管区域は紀の川市及び岩出市ですが、自立相談支援事業について当該地域はそれぞれの市が事業を行っているため「那賀除く」と記載しております。 また、串本町及び古座川町については、東牟婁振興局健康福祉部ではなく東牟婁振興局健康福祉部串本支所が当該事業を行っているため「串本支所含む」と記載しております。</p>

<p>P44の生活福祉資金貸付制度について、もう少し詳しく明記すべき。無利子ではあるが、限度額や貸付回数など。</p> <p>(以下、計画案本文抜粋)</p> <p>『生活福祉資金貸付制度（福祉保健総務課） 低所得世帯の子供が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な費用の無利子貸付けを行います。』</p>	<p>本文末尾に、以下の文言を追加させていただきます。</p> <p>〈貸付額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校 月3.5万以内 ・高等専門学校 月6万以内 ・短期大学 月6万以内 ・大学 月6.5万以内
<p>県、自治体が主体となった「子ども食堂」の開設に取り組むことで、あらゆる角度から課題や問題点をつかみ改善への智慧が出てくると考える。そこに民間との協力の在り方、本当に必要な補助も見えてくると思う。</p>	<p>県では民間団体での取組みを支援する補助制度を事業化しており、県が実施主体となる子供食堂の運営は検討しておりませんが、今後の事業展開に関する貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>
<p>夜間学校の補食にあわせて、小学校をプラットフォームにした放課後の学習支援に合わせて、孤食、貧困の児童（家族も含めた）のための食堂の開設と給食の有効活用を検討してもらいたい。</p>	<p>放課後の学習支援の場では、活動時間が食事の時間として適さないことや、給食は学校において児童生徒に対し実施されるものであることから、食事の提供は難しいと考えております。</p> <p>しかしながら、本県では、帰宅しても一人で過ごさざるを得ないなど、様々な事情で寂しさを抱える子供たちが安心して集える居場所づくりや大人数で食卓を囲み温かい食事の提供を行う民間団体の取組みを支援しています。</p>
<p>子ども食堂主催者（実施している団体すべて）を「（仮称）希の国（キノクニ）子ども食堂ネットワーク」として、日時場所、食材、ボランティア、寄附の推奨等の広報とともに、必要とする家庭への情報提供のために、対象家庭へあらゆる機会を通じて当事者に情報を伝える方法を検討していただきたい。</p>	<p>県ホームページで県内の子供食堂実施団体を紹介するなど、情報提供や広報活動に取り組んでおり、今後も引き続き子供食堂の広報活動に取り組んでまいります。</p>
<p>大綱では、指標の改善に向けた当面の重点施策の5その他として（国際化社会への対応）があり、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るという項がある。県計画ではこの項目が第4章の課題解決に向けた具体的施策の中に記載がない。</p> <p>第4章に、5その他として（国際化社会への対応）国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図る を追記し、県が実施している青少年のスペインやブルネイ等への派遣事業のことを支援の施策として記載してはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり大綱に記載がありますが、計画案では子供の貧困対策の観点から具体的施策を取りまとめているところです。御意見の趣旨を踏まえ今後検討することとします。</p>
<p>P22「「生きる力」を育むため、児童館等を」とあるが、「児童館等」の等とはどのような施設か。例えば、社会教育施設、公民館、公営のスポーツ施設、公営の文化施設、市町村のコミュニティーセンター、等が入るのであれば、是非児童館だけでなくその施設名も記載していただき最後に等として、「「生きる力」を育むため、児童館、社会教育施設、公民館、公営のスポーツ施設、公営の文化施設、公園、市町村のコミュニティーセンター等を」と記載できないか。</p>	<p>児童館は、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。子ども会では、児童館を活用した活動が活発に行われていることから、計画本文では「児童館等」という記載にしておりますが、公民館や文化施設などでの活動も含んでおります。</p>

<p>P33「・・・関係機関が連携して支援します。」とあるが、支援するためには、関係機関が連携して支援を必要とする子供の早期発見が大切。そこで、「・・・関係機関が連携して支援を必要とする子供を見逃すことなく支援します。」と記載できないか。</p>	<p>P33要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携に「子供への虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、・・・」という記載があり、枠囲い内の関係機関の連携に関する記載には、ご意見にある趣旨を含んでいると考えております。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

● 本県の現状及び実態調査に関する意見

御意見の概要	御意見に対する県の考え方
<p>P10の児童養護施設等・里親在籍者数の表に「母子生活支援施設」がないのは、子供だけではないので母子世帯数に含まれているからか。また、児童相談所や子供シェルターに在籍している児童については、まだ措置や委託がされていないので計上されていないのか。その場合、その子供達も社会的養護は受けていると理解されるので、その子供達の人数も記載してはどうか。</p>	<p>母子生活支援施設は、子供だけでなく母子による世帯入所となる施設であることから在籍者数対象施設としていません。また、措置や委託がされていない（一時保護の）子供についても様々な状況により保護されている実情を勘案し、計上しないこととしています。</p>
<p>この制度には、外国人の子どもやその保護者のことが記されていない。夜間中学校の検討が記されているのに、外国人の子どもへの支援がないのはなぜか。</p>	<p>実態調査に関するいろいろな御意見をいただいておりますが、ご意見の趣旨を踏まえつつ、国の動向や他府県の先進事例を参考に、庁内の検討体制のあり方も含め効果的な対策につながるよう調査分析に取り組むこととさせていただきます。</p>
<p>障害をもつ子どもの支援について、障害があることで貧困を招く状況など、さまざまな問題をかかえている。障害福祉課が検討会に参画していないのはなぜか。</p>	
<p>P50今後のとりくみのなかで、国による統計データだけでは子どもの貧困の実態が明らかになっていないと記されている。和歌山県独自の実態調査の実施を、はっきり、明確に、いつ頃実施と明記すべき。</p>	
<p>計画の趣旨「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会を・・・」とあるように「生まれ育った環境」の問題を考えるのは基本。その基本の実体がわからないまま、想像や不登校の子どもの高校中途退学者の数などだけで何が考察できるのかわからない。</p>	
<p>子どもの貧困は子どもの問題でなく、社会の問題であると言う認識において全庁あげての対策がされないと解決できないと考える。その仕組みを現実的なものとするために現状把握につとめてください。</p>	
<p>「父子家庭」の実態は？</p>	
<p>「祖父母が孫を養育している家庭」（ひとり親が就労等の為祖父母に預けている）の実態は？</p>	
<p>就学児童（一般、要・準保護等）のうち、公教育以外の入塾率と進学率から見えてくるものは？</p>	

<p>要保護、準要保護児童生徒数の基礎学力水準（全国模試等から）、社会的養護下の子どもの入所前の学力と現学力の差の有無とその要因は？</p>	<p>実態調査に関するいろいろな御意見をいただいておりますが、ご意見の趣旨を踏まえつつ、国の動向や他府県の先進事例を参考に、調査分析に取り組むこととさせていただきます。</p>
------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

● その他計画全般に関する意見

御意見の概要	御意見に対する県の考え方
<p>今回の子供の貧困対策推進計画では、P5で要保護・準要保護生徒数や就学援助率を示し、経済的に困難な児童生徒の割合が増加していると指摘している。 しかし、課題解決に向けた具体的施策（P19-）では新たな施策を打ち出す訳でもなく、既存の施策を当てはめるといった内容になっている。</p>	<p>計画案は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づき国の大綱を勘案して作成したもので、「第4章課題解決に向けた具体的施策」は現状の施策をとりまとめることで県としての今後の基本的な施策の方向を示したものとなっております。また、「第5章子供の貧困の連鎖を断ち切るための独自施策」にて平成28年度より開始した新規事業について記載しております。</p>
<p>貧困者からの意見のみで募集すべきだと思う。裕福な人の意見を聞いても意味がない。</p>	<p>子供の貧困対策については、貧困状態にある世帯の意見を受け止めることはもちろん県民全体の意見を反映させた計画及び施策を検討すべきものと考え、取り組んでいるところです。</p>
<p>P53「関係機関や企業、NPO、民生委員・・・」に子供達に最も近く子供達と活動をしていて社会教育も担っている青少年団体を記載し「関係機関や企業、NPO、青少年団体、民生委員・・・」とできないか。</p>	<p>計画の推進を図るうえで青少年団体との連携は重要であることは十分認識しており、計画本文「NPO、民生委員・児童委員等関係団体」の中に含むものとして記載しております。</p>
<p>P53「多岐に渡る対策が必要となる子供の貧困問題に対してきめ細やかに対応・・・」とあるが、対策が必要となる子供の早期発見には関係団体等との連携が重要であり「多岐に渡る対策が必要となる子供の貧困問題に対して、対応が必要な子供を早期に発見しきめ細やかに対応・・・」と記載できないか。</p>	<p>「多岐に渡る対策が必要となる子供の貧困問題に対してきめ細やかに対応・・・」の記載にある「きめ細やか」の中にご意見にある趣旨を含んでいると考えております。</p>